

外来機飛来及び嘉手納基地旧海軍駐機場の使用に対する意見書

去る1月25日から27日にかけて米国アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属のF-22戦闘機14機、同州イーロンソン空軍基地所属のF-16戦闘機12機、さらに国内外の米軍基地からFA-18戦闘機、AV-8Vハリアー戦闘機を含む約40機の外来機が飛来した。

さらに2月7日から10日にかけても米国アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属のF-22戦闘機、米国からKC-135空中給油機、C-146特殊任務機、米軍三沢基地所属のF-16戦闘機が相次いで飛来してきた。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛来による騒音被害が増加している事は明らかであり、看過できない。2月8日に発表のあった岩国基地配備のF-35Bの普天間飛行場や嘉手納基地を拠点とした県内周辺での訓練は、常態化及び騒音の増大は必至であり、町民及び県民の生活に及ぼす影響は計り知れず、外来機の飛来・訓練は到底容認できない。

また、去る2月7日から10日にかけての外来機飛来時に旧海軍駐機場が使用された。嘉手納基地における旧海軍駐機場からの移転は、騒音や排気ガス等の周辺住民への負担軽減を目的に平成8年のSACO最終報告「騒音軽減イニシアティブの実施」に盛り込まれ、今年1月末に実に20年という長い年月を経て全機が新駐機場に移った矢先である。明白なSACO合意違反であり、周辺住民の期待を裏切り、いかなる理由があるにせよ断じて許せるものではない。

地域住民が日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、本質的な負担軽減策を図るべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機飛来・暫定配備・訓練を実施させないこと。
- 2 騒音防止協定を遵守させ、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移設・訓練移転を図ること。
- 4 旧海軍駐機場は即時撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月3日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長